

～障害福祉サービス等の利用者負担額がある方へ～
高額償還給付（サービス利用料の返金）のご案内

<制度の内容>

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、障がい事業課に申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」、「高額障害児入所給付費」又は「高額障害児通所給付費」として返金されます。

ただし、浦安市独自の利用者負担軽減措置（総合上限額；月額負担上限額を最高で18,600円）より、本制度（国）よりも優先的に還付される場合もあります。

詳細につきましては障がい事業課までお問い合わせください。

【世帯について】

種別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18, 19歳は除く)	障がいのある方（ご本人）とその配偶者
18歳未満の障がい児 (施設に入所する18, 19歳を含む)	住民票上の世帯

【合算の対象となるサービス利用料】

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となります。

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額（介護保険単独の利用ではなく、障害福祉サービスとの上乗せ給付者に限る）

（例）訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

○障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

（例）居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

○補装具費の利用者負担額（平成24年4月以降の支給決定分から対象）

○児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービスの利用者負担額

（例）障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、障害児入所支援など